

令和5年度中津市職員採用試験案内

令和6年2月

中津市総務課人事係

募集職種

獣医師

受付期間 令和6年2月19日以降随時

※採用者決定次第、受付を終了します。

試験日 申込者と調整のうえ、随時実施

採用日 令和6年4月1日以降

(お問い合わせ先) 中津市総務課人事係

〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3

獣医師の通年採用の募集です。
多くのご応募をお待ちしています。

1. 採用予定数・職務内容・受験資格

受験資格:学校教育法による高等学校卒業以上の学歴を有する人のうち、以下の受験資格を有する人

募集職種	採用 予定数	職務内容	受験資格
獣医師	1人	獣医師として中津市家畜診療所で家畜診療業務に従事します。	昭和49年4月2日以降に出生した人で、獣医師法に規定する獣医師の免許を有する人(採用日までに取得見込の人を含む)

2. 受験できない人

(1) 地方公務員法第16条に該当する人

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・中津市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(2) 日本国籍を有しない人

(3) 実施中の他の中津市職員採用試験に現在出願している人

(※他の試験と同時に申し込むことはできません)

(4) 現在、中津市職員(会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付職員及び任期付短時間勤務職員を除く)として任用されている人

3. 試験日程

試験	日程
第1次試験	随時(※受験者と調整のうえ実施します)

4. 試験方法、内容等

受験職種／試験方法	第1次試験
獣医師	小論文・個人面接

試験方法	試験内容
小論文試験	獣医師に関連するテーマについての小論文試験
個人面接	個人面接による人物試験

5. 合格発表

対象者	発表時期	発表方法
最終合格者	随時	合格者の受験番号を中津市役所前の掲示板に掲示及び中津市ホームページに掲載します。

※合格発表日は、試験実施の際にお伝えします。

6. 試験結果の開示

この採用試験の結果については、中津市個人情報保護条例第23条第1項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票及び運転免許証等)を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に中津市役所総務課へお越しください(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は不合格となります。したがって、総合得点や順位が上位であっても不合格となる場合があります。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
試験不合格者 (受験棄権者を除く)	総合得点及び総合順位	合格発表の日から 起算して1ヵ月間	中津市役所(本庁舎) 4階 総務課

※電話での開示請求はできません。

7. 採用及び給与等

【合格から採用まで】

最終合格者は、中津市職員採用候補者名簿に登載し、原則、令和6年4月1日以降、地方公務員法第22条に規定する条件付職員として採用します。

また、最終合格者のほかに補欠合格者を決定することがあります。補欠合格者は、欠員等が生じた場合に限り採用の対象になります。

なお、当採用試験に最終合格した場合でも、採用日前日までに受験資格を充たせなかった(規定する教育機関を卒業(修了)できなかった、必要資格を取得できなかった)方は、合格を取り消します。

【給与等】

(1) 給料月額(令和6年4月1日現在の初任給の例)。

職種区分	大6卒
獣医師	226,200円
※参考 経験者(前歴5年を加算した場合の一例)	249,700円

※採用時点では、給料表改定などにより変更となる場合があります。また、学歴・職歴等前歴を有する者については、中津市職員等の給与に関する条例等により加算があります。

※上記給料のほか、月額の獣医師手当、往診実績に応じた往診手当、また、支給要件を満たす者には、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

(2) 勤務時間等

勤務時間	原則として、午前8時30分～午後5時15分
休日	原則として、土曜日、日曜日、祝日、年末年始
休暇等	年次有給休暇、病気休暇、介護休暇、忌服休暇などの特別休暇のほか、育児休業等の休業制度あり

8. 受験申込について

【提出書類】

下記の書類一式を準備のうえ、提出してください。

書類名称	留意事項
① 中津市職員採用試験受験申込書 ◆様式あり	上半身、正面、無帽で3ヵ月以内に撮影した縦4.5cm×横3.5cmの写真を貼付
② 卒業証明書又は卒業見込証明書	写し不可。高校卒業以上、かつ、最高学歴(次頁を参照)に係るものを提出
③ 成績証明書	写し不可。高校卒業以上、かつ、最高学歴(次頁を参照)に係るものを提出 学校の文書保存期間等の関係で発行できない場合は、当該学校がその旨を証明した文書をもって成績証明書に代えることができる
④ 免許証の写し	受験資格に係るものを提出 取得している人は必ず提出すること(A4版)

★最高学歴について

1. 学校教育法による専修学校、各種学校の扱い

次に該当するものは、短大卒の学歴として扱います。

- ・年間授業時間数が680時間以上のもの
- ・専修学校については、修業年限1年以上の専門課程であるもの
- ・各種学校については、「高校卒」を入学資格とする修業年限2年以上であるもの
※上記以外のもの(修業年限2年未満の学校や予備校等)は、学歴として扱いません。
(ただし、受験申込書の学歴欄には記載してください)

2. 最高学歴と最終学歴が異なる場合

最終学歴が最高学歴でない場合は、最高学歴に係るものを提出してください。

(例) 大学卒業後、専門学校で修学中(令和6年3月末卒業予定)

⇒ 大学の卒業証明書及び成績証明書

3. 途中退学した場合

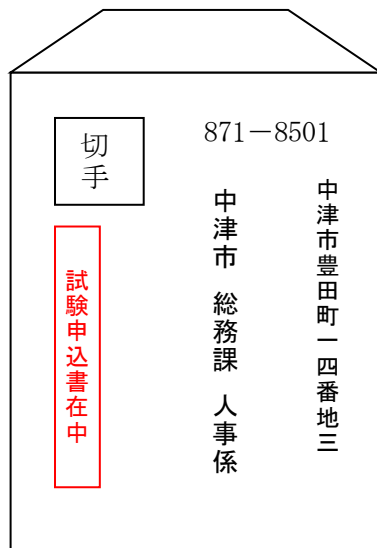
途中退学は学歴として扱いません(ただし、受験申込書の学歴欄には記載してください)。卒業又は修了した学校に係るものを提出してください。

※学歴に関する添付書類については、例年、次のような書類不備により受付できない例が多くあります。ご注意ください。

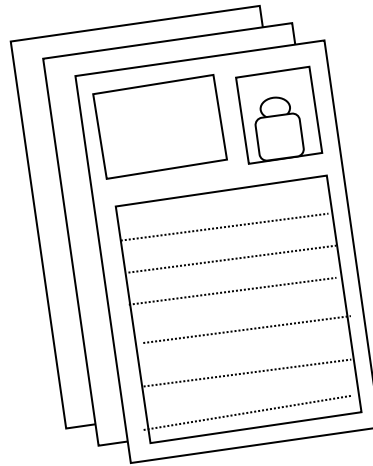
【よくある間違いの例】

- (1) 卒業見込年月日が採用日より後である場合に、当該卒業見込の学校の証明書を添付している。
⇒ 上記「3. 途中退学した場合」をご確認ください。当該学校を途中退学等して採用されることとなりますので、学歴として扱うことはできません。当該学校の前の学校の証明書を添付してください。
- (2) 高校卒業後、修業年限1年の公務員専門学校を卒業した場合又は卒業見込みである場合に、当該公務員専門学校の証明書を添付している。
⇒ 上記「1. 学校教育法による専修学校、各種学校の扱い」をご確認ください。修業年限1年の公務員専門学校は、学歴として扱いません。高校の証明書を添付してください。
- (3) 卒業証書の写しを添付している。
⇒ 当該卒業した学校が発行する「卒業証明書」を添付してください。

提出書類の中身



- ・申込書(写真貼付)
- ・添付書類



【書類提出先】

中津市役所総務課(本庁舎4階)あて、郵送又は持参により提出してください。郵送時の宛先は試験案内末尾に記載の住所へ送付してください。

※郵送の場合は、確実に届くように特定記録郵便又は簡易書留で送付してください。また、受験票が到着するまでは、「書留・特定記録郵便物受領証(お客様控)」を保管しておいてください。

9. その他

- (1) 受験資格を満たしていない場合、申込内容に不備がある場合は受付できません。
- (2) 受験に際して中津市が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では一切使用しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。
- (3) 受験資格がないこと又は受験申込書等の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消すことがあります。
- (4) この試験に関して提出された書類は返却いたしません。ご了承ください。

試験に関するお問い合わせ先及び書類提出先

〒871-8501 中津市豊田町14番地3 中津市役所 総務部 総務課 人事係
電話 0979-22-1111(内線222、223)